

## 令和5年度土づくり対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、稲刈り後のわらをすき込むことにより、焼却防止及び地力増進を図ることを目的とし、「稲わら活用Win-Winモデル事業」のモデル地区内で秋すき込み及び土壌診断を行う取組に対し、予算の範囲内において土づくり対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土壌診断 土壌中の養分状態を作物の要求する量に調節するとともに、他の成分とバランスをとるため、土壌の不足する養分と過剰な養分を把握するものをいう。
- (2) モデル地区 「稲わら活用Win-Winモデル事業」において稲わらの焼却防止及び有効活用を重点的に推進する地区をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有する農業者又は市内に所在する農業を営む法人（以下「農業法人」という。）のいずれかに該当すること。
- (2) モデル地区内で、すき込み前の秋に土壌診断を行い、秋すき込み後の春にもう一度土壌診断を行うこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でない者。

### (補助金の額)

第4条 秋すき込み及び土壌診断を2回（秋すき込み前と秋すき込み後の春）行った面積1aあたり千円を乗じた額とする。ただし千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

### (交付申請等)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、令和5年度土づくり対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 土壌診断にかかる誓約書（様式第2号）
- (2) 実施計画書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて現地等を調査し、速やかに補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により補助金を交付することを決定したときは、規則第7条により補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日までに土づくり対策事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 秋の土壌診断結果が記載された処方箋

(※春の土壌診断の処方箋については、次年度の6月30日までに提出して頂きます)

(2) 実施報告書(様式第3号)

(補助金の交付方法および補助金の額の確定)

第8条 補助金は、補助事業の完了後に交付する。

2 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に規則第13条により通知するものとする。

第9条 補助金の請求は、土づくり対策事業補助金請求書(様式第5号)の提出により行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

五所川原市長

住所又は所在地

氏名又は名称  
及び代表者氏名

土づくり対策事業費補助金交付申請書

令和5年度において、土づくり対策事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたいので、同要綱第5条の規定により関係書類を添えて、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額 円  
( a × 10,000円/10a = 円)

2 添付書類

- (1) 土壌診断にかかる誓約書（様式第2号）
- (2) 実施計画書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

五所川原市長

住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

土づくり対策事業の土壌診断に係る誓約書

私は、令和5年度土づくり対策事業補助金の交付を申請するにあたり、下記の事項について厳守することを、ここに誓約いたします。

記

1. 秋及び春に土壌診断を行い、診断結果が記載された処方箋を提出します。  
(※春の土壌診断の処方箋については、次年度の6月30日までに提出します)
2. 三年間継続してすき込み及び土壌診断を行います。
3. 指示された書類は遅延なく提出します。

以上

様式第3号（第5条、第7条関係）

### 実施計画書（報告書）

氏 名： \_\_\_\_\_

面 積： \_\_\_\_\_ a

ほ 場	面 積 (a)	すき込み 月 日	土壌診断 月 日	備 考
	a	月 日	秋： 月 日 春： 月 日	
	a	月 日	秋： 月 日 春： 月 日	
	a	月 日	秋： 月 日 春： 月 日	
	a	月 日	秋： 月 日 春： 月 日	
	a	月 日	秋： 月 日 春： 月 日	
	a	月 日	秋： 月 日 春： 月 日	

合計面積 \_\_\_\_\_ a

年 月 日

五所川原市長

住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

土づくり対策事業実績報告書

年度において実施した事業が完了したので、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号）第12条第1項の規定により関係書類を添えて、下記のとおり実績を報告します。

記

1 交付を受けた補助金の額 円

2 添付書類

（1）秋の土壌診断の結果が記載された処方箋

（※春の土壌診断の処方箋については、次年度の6月30日までに提出します）

（2）実施報告書（様式第3号）

五所川原市長

住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

土づくり対策事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定があった令和5年度土づくり対策事業費補助金について、その事業が完了したので、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号）第6条第2項の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金請求額 (単位：円)

補助金交付決定額	補助金既受領額	今回請求額

2 振込先

金融機関名		(本・支店名)
口座番号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義		

※振込口座情報が分かる書類を添付すること。（通帳の表紙を開いた部分の写し）